

令和2年3月4日

出入国在留管理庁長官

佐々木 聖子 殿

一般財団法人日本語教育振興協会

理事長 佐藤 次郎

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

新型コロナウイルス感染症が国内外において拡大状況にあるところ、御庁におかれましては、「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」として、当協会から照会していた事項も含め、日本語教育機関の臨時休業、生徒等の欠席、オンラインでの授業、帰国が困難となった生徒の在留期間の更新及び我が国による入国制限措置により本邦に入国できない留学生の在留資格認定証明書再交付申請などの取扱いについて公表いただき、誠にありがとうございました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の国際的な拡大に伴い人の往来に係る状況の変化が生じており、次のとおり更なる特別の措置を講じていただきたく、ご高配をお願い申し上げます。

- 1 4月に入学予定の留学生について、入国が遅れた場合は3月後の7月入学に変更することとなるが、我が国による入国制限措置の対象となる一部の中

国人と韓国人以外の中国人や韓国人、又は台湾人、その他の諸国人などでも、我が国における新型コロナウイルス感染症の拡大を懸念して入国を保留する者が多く見られるので、これら入学者の手続きの簡素・効率化を図るため、在留資格認定証明書の有効期間を3か月から6か月に延長していただきたいこと。

2 我が国における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国からの渡航者に入国制限や入国後の行動制限を行う国が増加しており、留学生の募集活動を海外で担当者が行うことが多い日本語教育機関では募集活動が困難となっており、7月期生、10月期生の入学手続きの準備に重大な支障が生じているので、7月期生、10月期生の申請手続きの締切りを延長していただきたいこと。

3 引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、今後も日本語教育機関の運営について、ご指示の程よろしくお願い申し上げます。